

生.経.金対2第1543号
平成23年9月16日

一般社団法人
インターネット広告推進協議会 殿

警視庁生活安全部長



クレジットカードのショッピング枠の現金化問題に関する協力要請につ
いて

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から警察業務各般へのご理解ご協力を賜り、衷心より御礼申し上げ
ます。

先般、当庁において、クレジットカードのショッピング枠の現金化（以下、
現金化）業者を出資法違反（高金利禁止違反の脱法行為）で検挙しました。

その犯行手口は、当該現金化業者が、インターネット上に貴金属販売業を装
ったホームページを作り、クレジットカード決済代行業者（以下、決済代行業
者）とオンラインクレジットカード決済契約を結び加盟店となり、その一方で、
現金化のホームページで顧客を募り、顧客に対して、キャッシュバック付商品
（実際は廉価な物）を販売し、その商品代金の85%～95%の金額をキャッ
シュバック名目に交付して、決済代行業者から商品代金名目で立替払金を受領
していたというものでした。これは、クレジットカードの決済システムを利用
して、一定額の商品販売があったかのように装い、顧客に金銭を交付する行為
であり、貸金業法や出資法の法規制を免れることを目的にしたものです。

当庁においては、上記現金化業者の検挙を契機として、このような現金化業
者の摘発を進めてまいりますので、貴会におかれましても、下記事項について、
貴会加盟事業者への周知をお願い致します。

敬白

記

インターネット広告に関する対策

今回検挙した現金化業者は、インターネットのホームページで顧客を募
り、申込みを受けていました。

現金化業者の中には、ホームページで「景品表示法を遵守しています。」
「公安委員会から古物商としての許可を受けています。」等と現金化が本
来の使い方でないのに問題ないかのような広告を掲示して、顧客を勧誘し
ている業者もいますが、クレジットカード会社は、現金化について、会員
規約等に違反する行為として認めていません。また、現金化は、結局は、
利用したクレジットカード会員の債務を増やし、支払困難に陥りかねない
ものであります。

貴会におかれましては、貴会加盟事業者に対して、インターネット広告
の受注に際しては、「クレジットカード」「ショッピング枠」と「現金化」
「換金」といった言葉が結びついた広告掲出は、現金化広告に該当する
と思われるから、事業実態を確認していただく等して、現金化が会員規約
等に違反する行為であることに加え、犯罪予防や多重債務者対策の観点か
ら、適切に対応していただきますよう周知をお願い致します。

また、契約後、現金化業者であることが判明した場合は、直ちに当該広
告の掲載停止措置を検討する等、現金化業者の排除に向けた協力をお願い
致します。

(本件問い合わせ先)

警視庁生活安全部 生活経済課 金融犯罪対策室

電話 03-3581-4321 内7851-3131

クレジットカードショッピング枠の現金化の問題点と対策

警視庁生活安全部

